

新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第2四半期)

自2021年7月1日

至2021年9月30日

株式会社フレクト

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
第2 事業の状況	4
1 事業等のリスク	4
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
3 経営上の重要な契約等	7
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期財務諸表	15
(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	16
第2 四半期累計期間	16
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月4日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）
【会社名】	株式会社フレクト
【英訳名】	F l e c t C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 黒川 幸治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
【電話番号】	03-5159-2090
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長CFO 塚腰 和男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
【電話番号】	03-5159-2090
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長CFO 塚腰 和男

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第2四半期累計期間	第16期
会計期間		自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(千円)	1,616,779	2,559,616
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	134,754	△186,282
四半期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	114,297	△194,924
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	301,181	301,181
発行済株式総数			
普通株式	(株)	2,591,900	1,000,000
A種優先株式	(株)	—	85,950
B種優先株式	(株)	—	210,000
純資産額	(千円)	373,818	243,032
総資産額	(千円)	1,620,743	1,499,026
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	44.10	△75.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	23.06	16.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	63,019	△253,616
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△58,218	13,877
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△30,350	618,136
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	871,007	896,556

回次		第17期 第2四半期会計期間
会計期間		自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	30.84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、第16期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額は配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は、第16期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 株主からの取得請求権に基づき、A種優先株式及びB種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2021年9月9日の取締役会決議により、2021年9月28日付で会社法第178条に基づき消却しております。
8. 2021年9月9日の取締役会決議により、2021年9月28日付で、普通株式について1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

また、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

①財政状態の状況

当第2四半期会計期間末における財政状態は、総資産1,620,743千円、負債合計は1,246,925千円、純資産合計は373,818千円となりました。

（流動資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末より98,915千円増加し、1,465,501千円となりました。これは主に、収益認識に関する会計基準の適用により売掛金及び契約資産が125,807千円増加したこと、一方で、現金及び預金が25,549千円減少したこと等によるものであります。

（固定資産）

当第2四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末より22,802千円増加し、155,242千円となりました。これは主に、敷金を39,758千円計上したこと、有形固定資産に係る減価償却費を12,559千円計上したこと、無形固定資産を18,955千円取得した一方で、減価償却費を25,013千円計上したこと等によるものであります。

（流動負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末より25,769千円増加し、588,809千円となりました。これは主に、前受金が9,095千円増加したこと、また未払法人税等が21,447千円増加したこと、一方で未払金が9,411千円減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当第2四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末より34,838千円減少し、658,115千円となりました。これは主に、長期借入金を34,325千円返済したこと等によるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末より130,786千円増加し、373,818千円となりました。これは、利益剰余金が、四半期純利益として114,297千円増加したこと、また収益認識に関する会計基準を適用したことによる遡及適用した場合の累積的影響額として16,488千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の発令により経済活動の停滞が生じました。2回のワクチン接種率が50%超え、2021年9月30日に緊急事態宣言が解除される等、経済活動水準の上昇期待がある一方で、ブレイクスルー感染（2回のワクチン接種後の感染）等、依然先行き不透明感が継続しております。

当社が属するDX市場に関して、DXには様々な定義がありますが、日本経済団体連合会によると、単純な改善や自動化、効率化をもってDXとは言い難く、社会の根本的な変化に対して、新たな価値を創出するための改革がDXと定義されております（出典：日本経済団体連合会「Digital Transformation（DX）」2020年5月19日）。コスト削減を目的とした、紙からデジタルへの置き換えといった社内のアナログな業務やデータをデジタル化する「守りのDX」から、収益や顧客エンゲージメントの向上を目的とした、新しい顧客体験を創出する「攻めのDX」にシフトすることが求められています。「攻めのDX」のステップとして、顧客接点の変革、サービス商品の変革、最後にビジネスモデルの変革となり、達成難度も高く、これを実現すると企業の高い競争力が獲得でき、この「攻めのDX」こそがDXの本質と言えます。

日本企業においてビジネス変革等の「攻めのDX」の必要性を強く感じる割合が約9割となりますが、その背景にはデジタル技術の普及による自社の優位性や競争力が低下することの懸念があります。（出典：独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「デジタル・トランスフォーメーション推進人材の機能と役割のあり方に関する調査（2019年5月17

日))

一方で、DXが成功した企業の割合はわずか6.6% (出典：アビームコンサルティング株式会社「日本企業にとってのDXの本質 (2020年度) 」) であり、DX推進の上位課題に「デジタル人材・スキルの不足」といった人や組織の課題 (出典：総務省「令和3年版情報通信白書 (2021年7月30日) 」) が挙げられております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、各企業においてはリモートコミュニケーション含めた業務のオンラインへのサービス転換や柔軟な労働環境への急速なシフト等の取り組みが加速しており、DXは喫緊の経営課題となっております。

このような環境下、国内DX市場の規模は、2019年の7,912億円から2030年度には3.0兆円に拡大すると予測されております (出典：株式会社富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」)。また、DXを実現する手段として国内パブリッククラウドサービス市場は2020年から2025年にかけて19.4%の年平均成長率で推移し、2025年の市場規模は2020年比2.4倍の2兆5,866億円になることが予測されております (出典：IDC Japan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2021年～2025年」)。

当社においては、「クラウドインテグレーションサービス」及び「Cariotサービス」の2つのサービスについて事業運営を行ってまいりました。なお、当社の事業はクラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(クラウドインテグレーションサービス)

前第2四半期累計期間は新型コロナウイルス感染症の影響により業績が低下しましたが、当第2四半期累計期間の売上高は1,482百万円 (前年同期比37.8%増) となり、前年同期を大幅に上回り、過去最高の売上高となりました。なお、収益認識基準適用の影響により、当第2四半期累計期間の売上高が140百万円増加しておりますが、収益認識基準適用前の売上高 (1,342百万円) についても、第2四半期累計期間において過去最高の売上高となっております。

業績好調の背景として、旺盛なDX支援の引き合いにより、2021年9月時点の月次契約顧客数 (注1) が45社 (前年同期は24社。前四半期末は37社) となり、そのうち大手企業については、月次契約顧客数が30社 (前年同期は16社。前四半期末は25社) と顧客基盤が拡大しております。また大手企業の顧客あたりの月次平均売上高 (ARPA) (注2) が11.1百万円 (前年同期は10.7百万円。前四半期末は11.6百万円) となり、2021年3月以降、契約顧客数を増加しながらも11百万台を維持して推移しております。

従来からの強みであるIoT/Mobilityサービス、リアル店舗とECの連携サービス、企業間コラボレーションといった「攻めのDX支援」に加え、前期より提供を開始し、新たな強みとして注力しているAPI連携プラットフォームのMuleSoft及びAmazon Web Servicesのビデオ通話コンポーネントを活用した顧客オリジナルのオンラインビデオサービスについて、複数の新規及び既存顧客へ導入支援し、業績が伸長しました。

なお、当社はSalesforce、Heroku、Amazon Web Services等マルチクラウドの資格取得を推進しておりますが、当第2四半期累計期間において、Salesforceの最上位資格である「認定テクニカルアーキテクト (CTA)」資格の取得者を1名輩出しました。当資格保有者は国内において僅か16名のみ (2021年10月1日時点) の難関資格となっております。引き続き、マルチクラウドの資格取得を推進し、技術力向上を図ります。

注

1. 月次契約顧客数：再販案件を除いた月次契約顧客数。再販案件とは当社が仕入れたライセンスを顧客に再販するリセールにあたり、当社においては金額が僅少なため、当該顧客は除く
2. 顧客あたりの月次平均売上高 (ARPA)：Average Revenue per Accountの略 (顧客あたりの平均売上高) で、再販案件を除いた月次の顧客あたりの月次平均売上高。月次売上高÷月次契約顧客数により算出。大手企業は日経225、日経400、日経500のいずれかに採用されている企業、または当該企業のグループ企業や当該企業に準ずる売上規模 (1,000億円以上) を有している企業

(Cariotサービス)

当第2四半期累計期間において、車両検索機能のUI改善、訪問自動記録の機能向上、新たな車載デバイス導入等により、サービスの付加価値向上に取り組まれました。WEBセミナー等、オンラインでのマーケティングを推進し、新規顧客の獲得、既存顧客の追加受注が増加し、大口の受注獲得を実現しております。一方で、既存顧客の解約も一定水準発生しており、Cariot管理者向けのレクチャーイベントを行う等カスタマーサクセスを強化しました。引き続き、顧客基盤を固めながら着実な事業展開を図ってまいります。

これらの結果、当第2四半期累計期間における当社の経営成績は、売上高1,616,779千円、売上総利益707,024千円、営業利益139,071千円、経常利益134,754千円、四半期純利益114,297千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ25,549千円減少し、871,007千円となりました。

当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間の営業活動により獲得した資金は63,019千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益134,754千円、減価償却費の計上37,572千円等により資金が増加したのに対し、売上債権の増加による資金の減少125,807千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間の投資活動により支出した資金は58,218千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出18,955千円があったこと、敷金の預入による支出が39,758千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間の財務活動により支出した資金は30,350千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が28,350千円あったこと等によるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について新たに発生した重要な課題及び重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第2四半期累計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、クラウドソリューション事業における労務費及び外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、投資を目的とした資金需要は、Cariotサービス及び社内利用の受注管理システムに係るソフトウェア開発費用及び本社オフィス移転に伴う内装工事費用等の設備投資等によるものであります。

なお、当社の資金の源泉は主に営業活動によるキャッシュ・フローによるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	

- (注) 1. 2021年9月28日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、A種優先株式及びB種優先株式に係る定めを廃止しております。
2. 2021年9月9日開催の取締役会決議により、2021年9月28日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は5,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,591,900	2,591,900	非上場	完全議決権株式として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,591,900	2,591,900	—	—

- (注) 1. 2021年9月9日付で、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月9日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
2. 2021年9月9日開催の取締役会決議により、2021年9月28日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,295,950株増加し、2,591,900株となっております。
3. 2021年9月28日開催の臨時株主総会により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28
新株予約権の数(個) ※	36,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 36,800[73,600] (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,600[1,300] (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自2023年7月1日 至2031年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,600 [1,300] 資本組入額 1,300 [650] (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 新株予約権証券の発行時(2021年7月1日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の

事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権発行要領第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権発行要領第12項に準じて決定する。

3. 2021年9月28日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名
新株予約権の数（個） ※	3,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,800 [7,600] (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,600 [1,300] (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自2023年8月1日 至2031年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,600 [1,300] 資本組入額 1,300 [650] (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1

新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 新株予約権証券の発行時（2021年8月1日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権発行要領第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権発行要領第12項に準じて決定する。

3. 2021年9月28日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年9月9日 (注) 1	普通株式 85,950	普通株式 1,085,950 A種優先株式 85,950 B種優先株式 210,000	—	301,181	—	291,180
2021年9月9日 (注) 2	普通株式 210,000	普通株式 1,295,950 A種優先株式 85,950 B種優先株式 210,000	—	301,181	—	291,180
2021年9月9日 (注) 3	A種優先株式 △85,950 B種優先株式 △210,000	普通株式 1,295,950	—	301,181	—	291,180
2021年9月28日 (注) 4	普通株式 1,295,950	普通株式 2,591,900	—	301,181	—	291,180

- (注) 1. 株主の請求に基づき、2021年9月9日にA種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。
2. 株主の請求に基づき、2021年9月9日にB種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。
3. A種優先株式及びB種優先株式を消却したことによるものであります。
4. 普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
合同会社 クロ	東京都渋谷区恵比寿三丁目30番6号	1,850,000	71.38
salesforce.com, inc.	One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA 94105 United States of America	341,900	13.19
Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組 合	東京都港区港南二丁目15番1号	239,000	9.22
大橋 正興	神奈川県川崎市川崎区	130,000	5.02
品川 晃一郎	神奈川県鎌倉市	20,000	0.77
DNX Ventures II, LLC	55 e. 3rd Av. San Mateo, California, USA	11,000	0.42
計	—	2,591,900	100.00

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,591,900	25,919	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限のな い当社における標準とな る株式であります。単元 株式数は100であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,591,900	—	—
総株主の議決権	—	25,919	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	896,556	871,007
売掛金	363,229	—
売掛金及び契約資産	—	489,036
商品	937	23,083
仕掛品	24,076	7,307
貯蔵品	60	86
前渡金	2,810	8,208
前払費用	60,455	65,565
その他	18,460	1,204
流動資産合計	1,366,586	1,465,501
固定資産		
有形固定資産	28,268	17,797
無形固定資産	97,501	91,443
投資その他の資産	6,669	46,001
固定資産合計	132,439	155,242
資産合計	1,499,026	1,620,743
負債の部		
流動負債		
買掛金	201,431	193,613
1年内返済予定の長期借入金	72,330	78,215
未払金	52,597	43,186
未払費用	109,661	114,056
未払法人税等	6,279	27,726
前受金	83,174	92,270
預り金	8,938	10,788
その他	28,625	28,952
流動負債合計	563,039	588,809
固定負債		
長期借入金	691,235	657,000
その他	1,719	1,115
固定負債合計	692,954	658,115
負債合計	1,255,994	1,246,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	301,181	301,181
資本剰余金	291,180	291,180
利益剰余金	△349,329	△218,543
株主資本合計	243,032	373,818
純資産合計	243,032	373,818
負債純資産合計	1,499,026	1,620,743

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	1,616,779
売上原価	909,754
売上総利益	707,024
販売費及び一般管理費	※ 567,953
営業利益	139,071
営業外収益	
受取利息	4
還付加算金	41
営業外収益合計	45
営業外費用	
支払利息	2,362
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	4,362
経常利益	134,754
税引前四半期純利益	134,754
法人税等	20,457
法人税等合計	20,457
四半期純利益	114,297

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自2021年4月1日
至2021年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	134,754
減価償却費	37,572
受取利息及び配当金	△4
支払利息	2,362
上場関連費用	2,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△125,807
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△5,404
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,818
未払金の増減額 (△は減少)	△9,411
未払消費税等の増減額 (△は減少)	327
その他	36,881
小計	65,453
利息の受取額	3
利息の支払額	△2,352
法人税等の還付額	5,885
法人税等の支払額	△5,970
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,088
無形固定資産の取得による支出	△18,955
敷金の返還による収入	2,583
敷金の預入による支出	△39,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	△58,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△28,350
上場関連費用の支出	△2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,350
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,549
現金及び現金同等物の期首残高	896,556
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 871,007

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クラウドインテグレーションサービスにおける請負契約に関して、従来は、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しており、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は140,169千円増加し、売上原価は92,894千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ47,275千円増加しております。また、利益剰余金の当期期首残高は16,488千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算方法)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自2021年4月1日
至2021年9月30日)

給与手当	258,285千円
------	-----------

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自2021年4月1日
至2021年9月30日)

現金及び預金勘定	871,007千円
現金及び現金同等物	871,007

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

当社は、クラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる損益を分解した情報。

当第2四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

(単位：千円)

	クラウドソリューション事業
一時点で移転される財又はサービス	1,123,915
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	492,863
顧客との契約から生じる収益	1,616,779
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,616,779

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益	44円10銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	114,297
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	114,297
普通株式の期中平均株式数(株)	2,591,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第3【提出会社の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】①【ストックオプション制度の内容】に記載しております。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月25日

株式会社フレクト
取締役会御中

監査法人  パートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 齊藤 晃一 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永利 浩史 
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレクトの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレクトの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準

抛して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上